

## 大田区 LINE 公式アカウント運用要領

令和2年6月23日 2企広発 第10277号企画経営部長決定  
改訂 令和4年3月4日 3企企発 第10935号企画経営部長決定  
改訂 令和4年4月1日 4企情政発第10674号企画経営部長決定

### (目的)

第1条 この要領は、区が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (運用管理)

第2条 当アカウントのアカウント名は「大田区」とし、アカウント ID は@otacity とする。

- 2 当アカウントによる総合的な運用管理については企画経営部情報政策課が行う。
- 3 当アカウントによる情報配信については、企画経営部広聴広報課が行う。
- 4 各課が提供する Web サービスなどを当アカウントに連携し、サービスを提供する場合は、情報政策課と事前に協議するものとし、各課において必要な事項を別に定めること。

### (サービスの内容)

第3条 区が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時の緊急情報をはじめ、区民生活に特に影響を与える情報の配信
- (2) 自動応答メッセージの配信
- (3) 区ホームページへの誘導
- (4) 各課が提供する Web サービスなどとの連携
- (5) ともだち登録者を対象とした区政に関するアンケート
- (6) その他、情報政策課長が必要と認めるサービスの提供

### (意思決定)

第4条 公式アカウントの活用にあたっては、当該情報の所管所属長及び第2条2、3に示す担当課長の決定を必要とする。ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は、発信する内容に応じ、この限りでない。

### (メッセージ等への返答)

第5条 区は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

### (個人情報)

第6条 区は、個人情報（大田区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ）について、条例の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 区は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。
- 3 区は、当アカウントを通じて得た個人情報を、みだりに利用したり、公表したりしない

付 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。